

奈良県教育委員会教育長訓令第九号

奈良県立高等学校等処務規程（昭和三十二年六月奈良県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

第二条第二号中「及び事務職員」を「事務職員」に、「すべての職員」を「全ての職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」に改め、同条第三号中「前項に規定する職員のうち、」を削る。

第四条第一項第一号の二及び第一号の三を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 職員の週休日、勤務時間及び休憩時間に関する事。

三 会計年度任用職員の採用及び退職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項及び第十九条第一項の規定による休業の承認並びに地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当する場合の休職処分に関すること。

第四条第一項第四号中「ただし、」を削り、「三日」を「十日」に改め、同項第四号の三中「かかる」を「係る」に改める。

第六条から第九条までを次のように改める。

第六条から第九条まで 削除

第十三条第六項中「分べん」を「分べん」に、「助産婦」を「助産師」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十七条第二項中「校長」を「校長」に、「三日」を「十日」に改める。

第十八条第三項中「引き継ぐとともに、その写しを添えて委員会に報告しなければ」を「引き継がなければ」に改める。

第十九条第一項中「通知を受けた日から七日以内」を「発令のある日」に改め、同項ただし書き中「但し」を「ただし」に、「その期間内」を「その日」に改める。

第三十一条の見出しを「（職員以外の者に係る処務）」に改め、同条中「者」の下に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項とし

